

「住みたい美しいまち 多久」再生計画 変更申請 新旧対照表

新	旧
<p>1 地域再生計画の名称 《省略》</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 《省略》</p> <p>3 地域再生計画の区域 《省略》</p> <p>4 地域再生計画の目標 (1) 多久市の特性 《省略》 (2) 計画の意義及び目標 《省略》</p> <p>【目標 1】 污水处理施設の整備促進 (污水处理人口普及率を 26% から <u>45%</u> に 向上)</p>	<p>1 地域再生計画の名称 《省略》</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 《省略》</p> <p>3 地域再生計画の区域 《省略》</p> <p>4 地域再生計画の目標 (1) 多久市の特性 《省略》 (2) 計画の意義及び目標 《省略》</p> <p>【目標 1】 污水处理施設の整備促進 (污水处理人口普及率を 26% から <u>43%</u> に 向上)</p>

【目標2】～【目標3】

《省略》

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

公共下水道事業においては、平成10年8月10日に下水道法の認可を受け事業を推進しているが、当該認可の事業期間が17年度末であること、また、汚水処理人口普及率が平成16年度末で26%に留まっていることから、処理区域の拡大を図ることとし、平成17年4月26日に変更認可の申請を行い、平成17年7月26日に変更の認可を受け、普及率向上のため整備を行っている。

今回の汚水処理施設整備交付金で取り組む公共下水道の事業地区は変更認可の、拡大区域の中の一部を対象としているが、その対象地区である中多久地区、浦山地区の両地区は市内各所に点在する石炭産業繁栄時の旧炭鉱住宅街で、市内でも有数の住宅密集地であると同時に、生活環境の改善が大きな課題となっている地区でもある。

また、浄化槽設置事業（個人設置型）については、「浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱」に定める「水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域（有明海流域）」の対象地

【目標2】～【目標3】

《省略》

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

公共下水道事業においては、平成10年8月10日に下水道法の認可を受け事業を推進しているが、当該認可の事業期間が17年度末であること、また、汚水処理人口普及率が平成16年度末で26%に留まっていることから、処理区域の拡大を図ることとし、平成17年4月26日に変更認可の申請を行い、平成17年7月26日に変更の認可を受けた。

今回の汚水処理施設整備交付金で取り組む公共下水道の事業地区は変更認可の、拡大区域の中の一部を対象としているが、その対象地区である中多久地区、浦山地区の両地区は市内各所に点在する石炭産業繁栄時の旧炭鉱住宅街で、市内でも有数の住宅密集地であると同時に、生活環境の改善が大きな課題となっている地区でもある。

また、浄化槽設置事業（個人設置型）については、「浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱」に定める「水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域（有明海流域）」の対象地

域として要件を満たしており、公共下水、農集排事業の認可地区以外の地域を対象に整備を図り、両事業をベストミックスすることにより、機動的、横断的な汚水処理施設整備を推進し、水洗化のスピードアップを図ることを目的に啓蒙啓発活動等を行う。

また、多久市は、佐賀県の“へそ”部分に位置しており、伊万里・唐津市にある港湾への物流ルート及び県内の商工業での輸送ルートにもなっている。更に、多久は、県内観光地への分岐点でもあり、現在、市の中央部では商業地域の街並再生（区画整理）を実施していることから、これらを“核”に東・西・南部方面からの流入形態を市街地或いは各観光施設へ導く交通アクセスを確保する。

具体的には、国・県道からの支線となる基幹的市道8路線約4.1kmの拡幅工事を行うことにより、市内外から流入する通行を市中心部へ容易に収容する。

また、山間部においては、林道約1kmの開設を行うことにより森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化を図るとともに、間伐材等の林産物の搬出を容易にする。このため、地形的条件や自然的条件を考慮し実施設計を行い、工事に着手した。

域として要件を満たしており、公共下水、農集排事業の認可地区以外の地域を対象に整備を図り、両事業をベストミックスすることにより、機動的、横断的な汚水処理施設整備を推進し、水洗化のスピードアップを図る。

また、多久市は、佐賀県の“へそ”部分に位置しており、伊万里・唐津市にある港湾への物流ルート及び県内の商工業での輸送ルートにもなっている。更に、多久は、県内観光地への分岐点でもあり、現在、市の中央部では商業地域の街並再生（区画整理）を実施していることから、これらを“核”に東・西・南部方面からの流入形態を市街地或いは各観光施設へ導く交通アクセスを確保する。

具体的には、国・県道からの支線となる基幹的市道8路線約4.1kmの拡幅工事を行うことにより、市内外から流入する通行を市中心部へ容易に収容する。

また、山間部においては、林道約1kmの開設を行うことにより森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化を図るとともに、間伐材等の林産物の搬出を容易にする。

(5-2) 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[施設の種類] 区域 事業主体
《省略》

[事業の区域]
《省略》

[事業期間]
《省略》

[事業費]

公共下水道	<u>1, 596, 000千円</u>
(うち、交付金)	<u>707, 000千円</u>
(うち、単費)	<u>182, 000千円</u>
浄化槽 (個人設置型)	<u>72, 886千円</u>
(うち、交付金)	<u>24, 295千円</u>

(5-2) 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[施設の種類] 区域 事業主体
《省略》

[事業の区域]
《省略》

[事業期間]
《省略》

[事業費]

公共下水道	<u>1, 549, 000千円</u>
(うち、交付金)	<u>625, 000千円</u>
(うち、単費)	<u>299, 000千円</u>
浄化槽 (個人設置型)	<u>59, 181千円</u>
(うち、交付金)	<u>19, 727千円</u>

[整備量]

公共下水道 処理人口 1, 870人

管渠工 ϕ 150mm~300mm

L = 13, 900m

(うち、交付金 L = 12, 310m)

(うち、単費 L = 1, 590m)

面整備 A = 47.9ha

浄化槽 (個人設置型) 処理人口 730人

(5人槽 56基)

(7人槽 128基)

(10人槽 2基) 設置総基数 186基

(2) 道整備交付金を活用する事業

《省略》

[施設の種類 (事業区域) 事業主体]

《省略》

[事業期間]

《省略》

[整備量]

公共下水道 処理人口 1, 870人

管渠工 ϕ 150mm~300mm

L = 12, 400m

(うち、交付金 L = 9, 744m)

(うち、単費 L = 2, 656m)

面整備 A = 47.9ha

浄化槽 (個人設置型) 処理人口 460人

(5人槽 60基)

(7人槽 86基)

(10人槽 5基) 設置総基数 151基

(2) 道整備交付金を活用する事業

《省略》

[施設の種類 (事業区域) 事業主体]

《省略》

[事業期間]

《省略》

[整備量及び事業費]

市道 4. 1km (計4. 074km)
林道 1. 1km (計1. 080km)
総事業費 1, 595, 660千円
(うち交付金 797, 830千円)
(内訳) 市道 1, 477, 000千円
(うち交付金 738, 500千円)
林道 118, 660千円
(うち交付金 59, 330千円)

(5-3) その他の事業

《省略》①~④

6 計画期間

《省略》

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

《省略》

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が
必要と認める事項

《省略》

[整備量及び事業費]

市道 4. 1km (計4. 074km)
林道 1. 1km (計1. 080km)
総事業費 1, 557, 000千円
(うち交付金 778, 500千円)
(内訳) 市道 1, 477, 000千円
(うち交付金 738, 500千円)
林道 80, 000千円
(うち交付金 40, 000千円)

(5-3) その他の事業

《省略》①~④

6 計画期間

《省略》

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

《省略》

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が
必要と認める事項

《省略》